（医務課の所掌事務）

第二十三条　医務部又は医療部の置かれていない刑務所等（島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く。）に、医務課を置く。

2　［略］

（支所の首席矯正処遇官）

第三十条　前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所及び福島刑務支所にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2　支所の首席矯正処遇官（札幌刑務支所及び福島刑務支所に置かれるものを除く。）は、第十条各号に掲げる事務をつかさどる。

3　札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官二人は、それぞれ処遇担当及び企画担当とし、処遇担当の首席矯正処遇官は第十条第一号及び第五号に掲げる事務を、企画担当の首席矯正処遇官は同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百三十二人以内を置く。

2　［略］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［略］	
麓刑務所	鳥栖市
［項を削る。］	
［略］	

［二・三　略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［略］		
長崎刑務所	長崎拘置支所	長崎市
	佐世保拘置支所	佐世保市
	島原拘置支所	島原市
	五島拘置支所	五島市
［略］		

［二・三　略］

（医務課の所掌事務）

第二十三条　医務部又は医療部の置かれていない刑務所等（喜連川社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く。）に、医務課を置く。

2　［同上］

（支所の首席矯正処遇官）

第三十条　前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2　支所の首席矯正処遇官は、第十条各号に掲げる事務をつかさどる。

［項を加える。］

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百二十四人以内を置く。

2　［同上］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［同上］	
麓刑務所	鳥栖市
佐世保刑務所	佐世保市
［同上］	

［二・三　略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［同上］		
長崎刑務所	長崎拘置支所	長崎市
	島原拘置支所	島原市
	五島拘置支所	五島市
［同上］		

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。